

休日保育のしおり

八幡浜市では白浜保育所において休日保育を実施しています。利用を希望される方は、各事項や注意事項をあらかじめご理解のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

1 休日保育について

休日保育は、日曜日や祝日の就労等により保護者のいずれもがお子様を家庭で保育できない場合の保育需要に対応するため、次の保育所において、午前8時から午後6時までの間の保育を必要とする時間に保育を行うものです。

保育所名	所在地	電話番号	利用定員
白浜保育所	八幡浜市裁判所通1550番地20	22-2454	10人程度

※お預かりするお子様の年齢により利用定員は変動します。

2 実施日について

実施日は、原則日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

(ただし、12月29日～1月3日を除く。)

3 昼食・おやつについて

給食はありませんので、利用日には昼食(乳児については離乳食・ミルクを含む)を持参してください。おやつとお茶は保育所で提供します。

4 保育所と家庭との連絡について

(1) 利用日の登所時に、保育士にお子様の家での様子をお知らせください。

(2) 保育所では、安全な保育に努めますが、お子様の急な発熱等、緊急の場合は保護者に連絡しますので、速やかにお迎えに来てくださいますようお願いいたします。

5 利用日に持参する物について

○ 昼食(乳児については離乳食・ミルクを含む)

○ 着替え(おむつ等を含む)

○ 午睡用布団等(掛け布団・敷布団・タオルケット等) ※季節に応じて持参してください

○ ビニール袋数枚(着替えや汚れものを入れます)

※ 持ち物は、利用の都度お持ちください。また、持ち物すべてに記名をお願いします。

6 利用申込について(登録申込等に必要な書類は、各保育所にあります。)

(1) 休日保育を利用される際には、事前に登録が必要です。所定の登録申出書を通常利用されている保育所に提出してください。後日、結果を通知いたします。なお、前年度に登録している方も、今年度、引き続き利用される場合は登録申出書の提出が必要となります。

(2) 登録後、利用希望日の1ヵ月前から2日前までの間に、利用申込書を通常利用されている保育所に、保護者の勤務予定表を添付のうえ提出してください。(ただし、2日前が土日、祝日にあたる時は、その直前の開所日までとなります。)

裏面もご確認ください

【休日保育に係る注意事項】

- 1 休日保育を利用した際は、1日1,500円の利用料をご負担いただくこととなります。ただし、その利用月内で休日保育利用日数分を通常保育時（月曜から土曜）に休みを取った場合は、利用料は必要ありません。
- 2 利用申込後にキャンセルする場合は、前日までに白浜保育所へ連絡をお願いします。
当日にキャンセルされた場合は、利用料（1,500円）が発生しますのでご注意ください。
- 3 休日保育の対象は、市内の保育所で保育を受けている児童で、日曜日や祝日に保護者のいずれもが就労等により家庭で保育を受けることができない児童です。
- 4 休日保育の利用時間は、午前8時から午後6時までの間の保育を必要とする時間で、午後6時を超えての保育は行いませんのでご注意ください。
- 5 登録内容に変更が生じた場合や、休日保育の登録を辞退する場合は必ず届け出てください。特に、緊急連絡先が変更となった場合は、すぐに届け出てください。
- 6 休日保育の利用登録期間は、最長でその年度の末日までです。登録期間の満了日を超えて引き続き休日保育の実施を希望する場合や翌年度も利用を希望される場合は、所定の登録申出書により、再度登録をしてください。
- 7 利用申込は、利用希望日の1ヵ月前から2日前までの間に、利用申込書を通常利用されている保育所に提出してください。（ただし、2日前が土日、祝日にあたる時は、その直前の開所日までとなります。）事前の申込みのない休日保育の利用についてはお受けできません。
- 8 登録内容に虚偽がある場合、登録後6ヵ月間利用がない場合、頻繁に利用の取消を繰り返す場合等、休日保育の利用が適当でないと認められるときは、登録を取り消すことがあります。

注意事項等を十分ご理解のうえで休日保育をご利用ください

令和3年5月6日改定